

袋井市農業委員会総会議事録

- 1 開会の日及び場所 令和5年4月17日(月) 午後1時30分～午後2時30分
袋井市役所 301会議室

- 2 議事の構成 農業委員16名
- | | | | | | | |
|------|-----|----|-----|-----|----|-----|
| 出席委員 | 2番 | 木野 | 浩之 | 3番 | 永井 | 英男 |
| | 4番 | 石黒 | 正幸 | 5番 | 井口 | 喜裕 |
| | 6番 | 永田 | 勝美 | 7番 | 西村 | 淳子 |
| | 8番 | 天野 | 智康 | 9番 | 村松 | 恵美子 |
| | 11番 | 鈴木 | 稔 | 12番 | 加藤 | 元章 |
| | 13番 | 金原 | 純一郎 | 14番 | 渥美 | 敦子 |
| | 15番 | 石川 | 智康 | 16番 | 安間 | 啓一 |

欠席委員 1番 松田 明久 10番 荻原 克夫

- 3 事務局
- | | |
|--------------|----|
| 産業部長 | 1人 |
| 農政課長 | 1人 |
| 参事兼農地利用係統括係長 | 1人 |
| 課長補佐兼農業振興係長 | 1人 |
| 主幹兼農地整備統括係長 | 1人 |
| 農地利用係長 | 1人 |
| 農地利用係主任 | 1人 |
| 農地利用係主事 | 1人 |
| 農業経営指導マネージャー | 1人 |

4 議 事

事務局
(鈴木
賢)
会長

それでは、ただいまから4月の総会に入ります。
ここからの議事につきましては、会長の進行でお願い致します。

それでは、ただいまから4月の総会を開会いたします。
最初に、日程第1「議事録署名人の指名」を行います。議事録署名人は、
総会会議規則第18条第2項の規定に基づき、「8番 天野智康 委員」、
「9番 村松恵美子 委員」を指名いたします。

次に、日程第2、議第14号「令和4年度袋井市農業委員会活動報告について」、
議第15号「令和5年度袋井市農業委員会活動計画について」の2件
を議題といたします。

事務局から一括して議題の説明をお願いします。

〈 事務局説明 〉

事務局
(芝崎)

議第 14 号「令和 4 年度袋井市農業委員会活動報告について」。令和 4 年度袋井市農業委員会活動計画に基づき、次のとおり実施したので報告いたします。

議題に入る前に、農政課の組織の変更について説明いたします。

これまで、農政課は、農業振興係、農地利用係、農地整備係の 3 つの係となっておりましたが、本年度、農地整備係が地積調査係と別れましたので、3 つの係から 4 つの係になりました。業務内容につきましては、今までどおりとなりますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、議第 14 号「令和 4 年度袋井市農業委員会活動報告について」、令和 4 年度袋井市農業委員会活動計画に基づき、次のとおり実施したので報告いたします。

「1 会議の開催」についてです。毎月農業委員会総会を開催し、毎月、農地法第 3 条、第 4 条、第 5 条許可申請について協議いたしました。

また、総会後は、農業振興部会、農用地最適化推進委員会、研修会を開催いたしました。

続きまして、「2 法令に基づく事務」についてです。

農地法に基づく事務ですが、農地法第 3 条の処理件数は 69 件で、140,859.06㎡の審議をいただきました。農地法第 4 条につきましては、21 件、5,387.82㎡、5 条につきましては、170 件、90,584.29、総合計、191 件、95,972.11 ㎡のご審議を頂きました。昨年度は 159 件で 32 件の増となっております。

次に農業経営基盤強化促進法に基づく事務ですが、利用権の設定では、借り手 102 筆、貸し手 485 筆、合計 1,260 筆、面積が 13,767a の設定がございました。前年と比較いたしますと筆数、面積は増加傾向となっております。

次に、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく事務ですが、中間管理権の設定では、借り手が 12 筆、貸し手が 48 筆、合計 87 筆、696a の設定がございました。こちらも前年と比較いたしますと増加傾向にあります。

次に、農業者年金に関する事務ですが、年金裁定請求が 5 件となっております。また、令和 4 年 10 月 24 日に農業者年金説明会を開催いたしました。

続いて「3 研修、講習会の実施及び参加」ですが、令和 4 年 7 月 19 日に合同部会において、「早生樹による荒廃農地等の活用について」の研修会を開催いたしました。また、令和 4 年 8 月 16 日には「みどりの食料システム戦略について」の研修会を開催いたしました。

続きまして「4 調査活動」については、担い手への農地利用集積面積状況調査、農地の権利移動調査などを実施いたしました。

続きまして「5 農家台帳システム等のデータ整備」については、農家台帳システムの情報更新等の作業を行い、「6 宣伝、啓発活動」については、農

業委員会だよりの発行といった取り組みをいたしました。

続きまして、議第15号「令和5年度袋井市農業委員会活動計画について」説明いたします。

農業を取り巻く環境の変化や、昨年度に策定した袋井市農業振興ビジョンを踏まえ、次に掲げる3つの項目について重点的に取り組んでいきます。

1. 人・農地プラン（地域計画）の推進、2. 荒廃農地の発生防止と再生利用、3. 環境に配慮した農業の推進、この3つを柱といたしまして、取り組んでいきたいと思ひます。

続きまして「1会議の開催」については、総会や農地転用事前審査会、農業振興部会、農地利用最適化推進委員会など、例年どおり開催いたします。

次に「2法令等に基づく事務」ですが、農地法第3条、4条、5条許認可事務、併せまして人・農地プランの推進等の業務を行っていきます。

次に「3研修、講習会の実施及び参加」ですが、市が主催する研修であるとか、磐田地区農業委員会協議会が開催する視察研修に参加していきたいと思ひます。

「4調査活動」については、県農業会議等から依頼される調査に取り組んでまいります。

「5宣伝、啓発活動」については、定例通り実施していきたいと思ひます。

続いて、令和5年度の農業委員会等の開催日程ですが、1年間の予定をたてさせていただきました。ご承知おきください。

3その他になりますが、本年度は、農業委員、農用地最適化推進委員の改選に伴い、臨時役員会、農業委員任命式がありますので、ご承知ください。

次に「農業振興部会の活動計画（案）」でございますが、本日の農業振興部会にて報告させていただきます。

続いて、農地利用最適化推進委員会の活動計画ですが、こちらにつきましても農地利用最適化推進委員会にて報告させていただきます。

続きまして、令和5年度の袋井市農地銀行活動計画ですが、4月、8月、11月、2月の年4回、利用調整会議もございますので、関係委員の方につきましては、よろしくお願いいたします。

続きまして、人・農地プランの在り方の検討でございますが、地域計画・目標地図への農業を担うものの反映と利用権設定と中間管理事業が統合された農用地利用集積等促進計画の決定、農地法第3条及び農用地利用集積等促進計画の許認可までの協議方法や手続きの流れの検討してまいりたいと考えております。

以上、一括して説明させていただきました。

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

会長

それでは、質問もないようですので、質疑を終結し、農業委員による採決を行います。お諮りいたします。

議第14号及び15号については、承認することにご異議ございませんか。

〈 異議なし 〉

ご異議なしと認めます。

よって議第14号、15号については、承認することに決しました。

次に、日程第2、議第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

今回、農地法第3条1番の議案については、天野智康委員が関係する案件となっております。農業委員会法のなかで、議事参与の制限が定められており、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族もしくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないことになっておりますので、天野智康委員については、退席していただきます。

= 天野智康委員退席 =

事務局から議案1番の説明をお願いします。

事務局 (浜本) 議第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」。農地につき所有権を移転し又はその他の権利を設定するため、農地法第3条の規定による許可申請が下記のとおりありましたので、審議を求めます。

【1】

友永 []、田、[] m²、他1筆 計 [] m²
[] から [] への所有権移転になります。
[] さんの貸付地につきましては、山田地内の農地を集団的な農地の一部として貸し付けております。

会長 事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員の説明をお願いします。

西村委員 今、説明していただいたとおり、問題なく進めておりますので、よろしくお願ひいたします。

会長 担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

質問もないようですので、質疑を終結し、農業委員による採決を行います。お諮りいたします。

議第16号の1番については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

〈 異議なしの発言あり 〉

ご異議なしと認めます。

よって議第16号1番については、承認することに決しました。

= 天野智康委員入室 =

次に、議第16号2番の案件について事務局から議案の説明をお願いします。

事務局
(浜本)

【2】

山崎 []、畑、[]m²
[] から [] への所有権移転になります。

荻原委員が欠席のため、事務局から案件の説明をさせていただきます。
場所は、山崎で [] 北東、[] から西へ約300mのところになります。
申請地は既に [] さんから [] さんへ利用権設定がされており、[]
さんが耕作しております。申請地に隣接する農地を [] さんが耕作しており、
今回の取得により [] さんが引き続き一体的に耕作することとなります。
現場を確認しましたが、みかんをきれいに耕作されております。[] さんは、
山崎を中心に約3haお茶とみかんを耕作しており、特段問題ありません。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

それでは質問もないようですので、質疑を終結し、農業委員による採決を行います。お諮りいたします。

議第16号については、申請理由を適当と認め、承認することに、ご異議ございませんか。

〈 異議なしの発言あり 〉

ご異議なしと認めます。

よって議第16号については、承認することに決しました。

次に、議第17号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局
(浜本)

議第17号「農地法第4条の規定による許可申請について」。農地を転用するため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が下記のとおりありましたので、審議を求めます。

【1】

東同笠■■■■■、畑、■■■■■㎡につきましては、■■■■■が農家住宅敷地拡張のため、転用申請するもので、申請地は、第1種農地および第3種農地に該当しない農地であることから、第2種農地に該当します。

以上、計1件、畑、■■■■■㎡でございます。

会長

事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員の説明をお願いします。

安間委員

1番の説明をいたします。この土地に関しては、■■■■■さんの父親の時代に事情がわからずに建ってしまったということで、是正となります。

現状は、干しいもを生産するための施設で、農業に関連していますので、問題ないと思われます。

以上、ご審議よろしくお願い致します。

会長

担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

それでは、質問もないようですので、質疑を終結し、農業委員による採決を行います。お諮りいたします。

議第17号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

〈 異議なしの発言あり 〉

ご異議なしと認めます。

よって議第17号については、承認することに決しました。

次に、議第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局
(川村)

議第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」。農地を農地以外のものにするため、農地につき所有権を移転し又はその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、下記のとおりありましたので審議を求めます。

それでは、13ページをご覧ください。議第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」。農地を農地以外のものにするため、農地につき所有権を移転し又はその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、下記のとおりありましたので審議を求めます。

令和5年4月17日、袋井市農業委員長永田勝美。

【1】

豊沢 []、畑、[] m²、ほか2筆、計 [] m²につきましては、[] から [] へ所有権移転により、事業所敷地拡張のため転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

【2】

愛野 []、畑、[] m²につきましては、[] から [] へ所有権移転を行い、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

【3】

川井 []、畑、[] m²ほか1筆、計 [] m²につきましては、[] ほか [] から [] へ所有権移転を行い、宅地分譲敷地として転用申請されるもので、申請地は、第1種住居地域等に指定されており、第3種農地に該当します。

【4】

鷺巣 []、畑、[] m²につきましては、[] から [] へ所有権移転により、自己用住宅敷地拡張のため転用申請されるもので、申請地は、第1種農地および第3種農地に該当しない農地であることから、第2種農地に該当します。

【5】

久能 []、田、[] m²ほか []、計 [] m²につきましては、[] から [] へ所有権移転を行い、倉庫敷地として転用申請されるもので、申請地は、「宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるもの」に該当する農地であることから、第2種農地に該当する農地であります。また、申請地は、令和5年3月3日付けで袋井市土地利用事業の承認を受けております。

【6】

堀越 []、田、 [] m²につきましては、 [] から [] へ賃貸借により、駐車場敷地として転用申請されるもので、申請地は、工業地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【7】

山科 []、田、 [] m²につきましては、 [] から [] へ使用賃貸により、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、工業地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【8】

広岡 []、田、 [] m²ほか1筆、計 [] m²につきましては、 [] から [] へ所有権移転を行い、駐車場・資材置場敷地として転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

【9】

小山 []、田、 [] m²ほか []、計 [] m²につきましては、 [] から [] へ所有権移転を行い、貸倉庫敷地として転用申請されるもので、申請地は、「宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるもの」に該当する農地であることから、第2種農地に該当する農地であります。また、申請地は、令和5年3月31日付けで袋井市土地利用事業の承認を受けております。

【10】

小山 []、畑、 [] m²につきましては、 [] から [] へ賃貸借により貸倉庫敷地として転用申請されるもので、申請地は、「宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるもの」に該当する農地であることから、第2種農地に該当する農地であります。また、申請地は、令和5年3月31日付けで袋井市土地利用事業の承認を受けております。

【11】

山田 []、畑、 [] m²のうち [] m²、ほか1筆、計 [] m²につきましては、 [] が営農型太陽光発電施設敷地として、一時転用の申請をするもので、申請地は、農用地区域内農地、いわゆる「青地」農地と白地

1 種農地で、原則不許可となりますが、3 年間の一時転用申請です。耕作者は、申請者で、茶を栽培しております。

【12】

春岡一丁目、畑、 m^2 につきましては、から鈴木怜ほかへ使用貸借により、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、第二種中高層住居専用地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【13】

浅羽、畑、 m^2 ほか、計 m^2 につきましては、からへ所有権移転を行い、駐車場敷地として転用申請されるもので、申請地は、第一種中高層住居専用地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【14】

浅羽、田、 m^2 ほか2筆、計 m^2 につきましては、からへ所有権移転を行い、宅地分譲として転用申請されるもので、申請地は第2種住居地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【15】

松原、畑、 m^2 につきましては、からへ所有権移転を行い、駐車場資材置場敷地として転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

【16】

松原、畑、 m^2 につきましては、からへ所有権移転を行い、事務所兼資材置場敷地として転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

以上、計16件、田、15,185.72 m^2 、畑、5,207.02 m^2 でございます。

会長

事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員の説明をお願いします。

松井委員

1 番の説明をいたします。

申請地は、豊沢で、南側、西側になります。
さんよりへの事業敷地拡張のための所有権移転となります。倉庫、調整池を設置し、排水は南側の側溝へ流す計画となっております。周辺は、既に住宅地となっておりますので問題ないと

思います。
以上、ご審議よろしくお願いいたします。

引き続き2番の説明をいたします。

申請地は愛野、東側となっております。
さんからさんへの自己用住宅敷地のための所有権移転となります。周りは住宅で、排水は浄化槽をとおして南側の側溝へ流す予定となっております。

問題ないと思いますので、ご審議よろしくお願いいたします。

木野委員

3番の説明をいたします。

申請地は、川井でというところで、東側となります。

今回の申請は、との譲渡人により、さんへ宅地分譲敷地として、所有権移転するものであります。

今回の申請地は準工業地域で、宅地分譲敷地は5区画となります。

周囲は既に宅地化されており、一部畑として残るところもありますが、さん、さん、譲渡人の畑となりますので、本人も承知しております。

排水は、北側道路側溝に排水し、汚水は北側道路の下をとっている公共下水道へ流しますので、特に問題ないと思います。

ご審議よろしくお願いいたします。

永井委員

4番の説明をいたします。

申請地は、鷺巣地内です。北方向で、になります。さんからさんへ自己用住宅敷地拡張のための所有権移転です。

申請地の北側は東名高速道路の敷地に設置しておりまして、南側はさんの自己用住宅に設置しております。雨水は隣接する道路側溝へ流すということです。特に問題ないかと思います。

ご審議よろしくお願いいたします。

続きまして5番の説明をいたします。

申請地は、久能です。

北東方向で、になります。

この土地は、令和5年3月31日に袋井市の土地利用事業申請の許可を受けております。

からへ所有権移転をして、物流倉庫を建設するための申請です。

雨水、排水は、調整池を通じて流す計画です。

特に問題ないと思われます。

ご審議よろしくお願いいたします。

6番の説明をいたします。

申請地は、堀越です。
主要地方道浜北袋井線の西側で、[]になります。
[]さんから[]へ賃貸借で従業員の駐車場敷地にするための許可申請です。
造成は、碎石敷で雨水は自然浸透の計画となっております。
申請地の北側に農地がありますが、排水については、隣地の所有者と話し合いにより、U字溝を設置する予定となっております。
特に問題ないと思われます。
ご審議よろしく願いいたします。

続いて7番の説明をいたします。
申請地は、山科です。
主要地方道浜北袋井線の北側で[]になります。
[]さんから[]さんへ使用貸借で自己用住宅敷地にするための許可申請です。
生活排水は、合併浄化槽をとおして隣接する道路側溝へ流す計画で、雨水も同様に道路側溝へ流す計画です。
周囲に[]さんの水田が残りますが、今までどおり委託耕作するそうです。特に問題ないと思います。
ご審議よろしく願いいたします。

石黒委員 8番の説明をいたします。
申請地は、広岡[]で[]南側になります。
[]が[]さんの農地を譲り受けまして、土木建築の資材置場、駐車場にしたいとの申請がありました。
周りは住宅地で、周辺の農地への影響はないと思われます。
雨水については、地下浸透及び道路側溝に流します。
特に問題ないと思います。
ご審議よろしく願いいたします。

井口委員 引き続きまして9番、10番の説明をいたします。
申請地は、小山で、[]西側になります。
現況を説明いたしますと周りには倉庫が建設されており、小さな農地が残ってしまってなかなか開発されず、今回はよい機会になったと思われます。
譲渡人は、袋井市小山の[]で、面積は[]㎡と大きな面積となっております。譲受人のさくら不動産販売株式会社が貸倉庫敷地するための申請となっております。
面積が大きいので、貸倉庫、調整池1か所、駐車場を設置いたします。
本年3月31日に土地利用事業の承認を受け、排水等もしっかりしておりますので、問題ないと思われます。
以上、ご審議よろしく願いいたします。

天野委員 11番の説明をいたします。

場所は、磐田市との境界で、[]北側になります。
[]さんの農地を[]さんが借り受け、営農型太陽光発電施設の更新となります。下部は茶園となっております。写真のとおり適切に管理されております。

問題ないと思います。ご審議よろしく願いいたします。

鈴木委員

12番の説明をいたします。

申請地は、春岡で[]になります。

[]さんから[]さんへ使用貸借での自己用住宅敷地の申請となります。

周りも住宅地で排水等も浄化槽を通じて、道路側溝に流す計画となっております。問題ないと思います。

ご審議よろしく願いいたします。

加藤委員

13番の説明をいたします。

申請地は、浅羽で[]、[]になります。
[]さん、[]さんから[]さんへ所有権移転をして駐車場にする申請となっております。

現在、[]さんは駐車場のスペースが少なく、1台は自己用駐車場で、あと残りは貸駐車場として5台分貸し出す計画となっております。

雨水は、東側にL型側溝を新設して、流す計画となっております。

問題ないと思われます。

ご審議よろしく願いいたします。

14番の説明をいたします。

申請地は、浅名[]になります。

[]さん、[]さんから[]へ所有権移転をして、宅地分譲、4区画の申請となっております。

排水は、東側に新たに道路側溝を新設し、流す計画となっております。

問題ないと思います。

ご審議よろしく願いいたします。

石川委員

15番の説明をいたします。

申請地は、松原[]で、場所は、[]になります。

[]さんから[]への所有権移転です。

現状は不耕作で、回りはほとんどが住宅地で問題ないと思われます。

ご審議よろしく願いいたします。

続きまして16番の説明をいたします。

[]さんから[]さんへの所有権移転です。

岡本さんが事業を始めたいという事で事務所兼資材置場として使いたいということです。

ここも周りは、ほとんどが住宅地となっておりますので、農業上何ら問題

もないと思いますので、ご審議よろしく願いいたします。

会長

ありがとうございました。
担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

安間委員

土地利用事業の流れを説明してください。

事務局

(芝崎)

土地利用申請ということで、土地利用に該当する案件としては、1,000 m²以上の土地を土地利用する場合、承認を受けることになります。
さらにその上に開発許可というものがあまして、こちらは3,000 m²以上となっております。この場合、土地利用の承認を受けた後、開発許可を受ける必要があります。
農業委員会の議案のなかでも1,000 m²以上の案件もありますので、土地利用事業の承認が必要となります。

安間委員

土地利用の申請は、どこでどのようにするのですか。

事務局

(芝崎)

申請は、都市計画課になります。
一番大きなものは、調整池が必要となりますので、設置する費用が掛かってくることになります。

会長

3,000 m²以上となると開発行為の承認が必要ですが、それ以上について、県、国で行うようですが、説明してください。

事務局

(芝崎)

県から市に権限移譲を受けているのが4ヘクタールで、それ以上になると県の許可となっております。
過去には、国の許可もありましたが、今は県の許可となっております。

石川委員

先月までは、議案に盛土の情報が記載されていましたが、今回は載っていないのは为什么呢。

事務局

(芝崎)

盛土につきましては、それぞれの案件を確認しております。
必要な案件については記載しておりますが、今回は該当する案件がございませんでした。
盛土条例は1,000 m²以上となっておりますが、建物等が関連する盛土については、対象としないとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

会長

それでは、質問もないようですので、質疑を終結し、農業委員による採決を行います。お諮りいたします。
議第18号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

〈 異議なしの発言あり 〉

ご異議なしと認めます。

よって議第18号については、承認することに決しました。

次に、日程第3、報第6号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」、報第7号「農地法第5条第1項の規定に基づく許可決定及び指令書の交付について」。報告事項について事務局からお願いします。

事務局 (浜本) 報第6号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による合意解約の通知が下記のとおりありましたので、報告します。

事務局 (川村) 報第5号「農地法第5条第1項の規定に基づく許可決定及び指令書の交付について（会長専決事項）」。袋井市農業委員会会長専決規程第2条により下記のとおり執行しましたので、報告します。

会長 ありがとうございました。
以上で、協議事項の日程が終了しました。

議事録署名人